

虐待防止委員会設置規程

株式会社GIUSTO

虐待防止委員会設置規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 虐待防止委員会は委員長、副委員長、事業所委員をもって組織する。

- 一 委員長は法人委員統括が任命するものとし、副委員長は委員長が任命するものとする。
- 二 委員の選任については、事業所管理者、サービス管理責任者、その他支援員の中より行う。
- 三 委員には、必要がある場合に第三者委員を加えることができる。
- 四 各組織員の任期は1年とし、再任も可能とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は定例委員会、臨時委員会を開催する。

- 一 定例委員会は、1年に1回開催する。
- 二 臨時委員会は、虐待防止に関する協議事項が生じた都度に委員長が招集し開催する。
- 三 虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- 四 委員会での検討事項において必要がある際は、委員以外でも出席を求めることが出来る。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 一 別紙2「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 二 別紙3「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 三 別紙4「虐待を早期に発見するポイント」に従い、別紙5「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 四 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。
- 五 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 六 事故等の問題が虐待につながるような場合は虐待防止委員会において対応する。
- 七 その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を担う。

- 一 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 二 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティー)の向上にも努めるものとする。
- 三 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 四 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

<附 則>

1. この規程は、令和4年7月1日から実施する。